相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県桑名市大字大仲新田五二四番地
二、最後の住所三重県いなべ市北勢町大辻新田四九番地三　被相続人　亡　木田　良治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月三日
三重県桑名市寿町二丁目三一番地の一二　三交桑名駅前ビル三階　嶋田・稗田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　稗田　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市堀木一丁目二番、最後の住所三重県四日市市堀木一丁目二番二五ー五〇一号コープ野村　被相続人　亡　谷輪眞知子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月三日
事務所三重県四日市市諏訪栄町二番四号　ファーストビル二階　稲七総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　木下　琢太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区四条通御幸町西入奈良物町三六一番地、最後の住所京都市右京区嵯峨大覚寺門前井頭町一二番地四　被相続人　亡　藤田すみよ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月三日
事務所京都市右京区嵯峨大覚寺門前井頭町一二番地四
相続財産管理人　弁護士　高司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県津山市田熊一三二〇番地第一号、最後の住所和歌山県和歌山市梅原二五〇番地七　被相続人　亡　久常　誠二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月三日
京都市中京区間之町通御池西南角　京ビル二号館六階
相続財産管理人　弁護士　尾崎　高司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県津山市田熊一三二〇番地第一号、最後の住所和歌山県和歌山市梅原二五〇番地七　被相続人　亡　久常　誠二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月三日
和歌山県和歌山市六番丁四三番地ハピネス六番丁ビル五階
相続財産管理人　弁護士　内川真由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市東手城町三丁目三五八〇番地、最後の住所広島県福山市御幸町大字下岩成八三番地一ガーデンハイツ優　被相続人　亡　日野　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月三日
事務所広島県福山市大門町一丁目二三番三四号
相続財産管理人　司法書士　児玉かおり

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市東手城町三丁目三五八〇番地、最後の住所広島県福山市東手城町一丁目二八番三一号くつろぎ苑　被相続人　亡　日野　惠美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月三日
事務所広島県福山市大門町一丁目二三番三四号
相続財産管理人　司法書士　児玉かおり

無縁墳墓等改葬公告

墓地廃止のために無縁墳墓等について改葬するようになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十九年二月三日
一、墳墓等所在地
滋賀県甲賀市水口町大字上山五八二ー一（九品寺墓地　野上墓地）
滋賀県甲賀市水口町大字上山字市場一〇三〇（九品寺墓地　山墓）
一、墳墓等の名称
九品寺墓地　野上墓地
九品寺墓地　山墓
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳
一、改葬を行おうとする者　滋賀県甲賀市水口町大字下山一二〇一　宗教法人九品寺　代表役員　大田　光彦

債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十九年一月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十九年二月三日
岐阜県美濃市前野四一二番地　大福製紙株式会社
確定給付企業年金清算人　渡辺　要

債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十八年十二月五日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十九年二月三日
大阪府大阪市中央区平野町二丁目五ー八　株式会社メディコン確定給付企業年金
清算人　石澤　正太

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年2月3日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ＥＭＧマーケティング合同会社　②東京都知事(6)61179　③代表社員　東燃ゼネラル石油株式会社　職務執行者　廣瀬隆史　④東京都港区港南一丁目８番15号　⑤1500万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区港南一丁目８番15号　東燃ゼネラル石油株式会社　代表取締役　武藤潤

①株式会社ＬＩＸＩＬリアルティ　②国土交通大臣(2)7889　③代表取締役　安藤進　④東京都中央区日本橋大伝馬町14番15号　廃止した従たる事務所　茨城県水戸市笠原町600番地34　茨城県那珂市菅谷2354番地１　茨城県ひたちなか市笹野町二丁目11番30号　⑤1500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中央区日本橋大伝馬町14番15号　株式会社ＬＩＸＩＬリアルティ　代表取締役　安藤進

①全国農業協同組合連合会　②国土交通大臣(12)1430　③代表理事理事長　成清一臣　④東京都千代田区大手町一丁目３番１号　廃止した従たる事務所　茨城県東茨城郡茨城町下土師字高山1950ー１　新潟県新潟市西区山田2310ー15　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区大手町一丁目３番１号　全国農業協同組合連合会　代表理事理事長　成清一臣

①センコー株式会社　②大阪府知事(10)20402　③代表取締役　福田泰久　④大阪市北区大淀中一丁目１番30号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪市北区大淀中一丁目１番30号　センコー株式会社　代表取締役　福田泰久